

令和4年9月

お客さま各位

須賀川信用金庫

「電子交換所」設立のご案内

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所において実施してきた手形・小切手の交換方法を「現物交換」から「電子交換」に移行するため、令和4年11月4日（金）に「電子交換所」を設立します。

現在は、人手を介して手形・小切手を搬送しておりますが、「電子交換所」ではイメージデータの送受信により、手形・小切手の交換業務を実施します。

なお、電子化の対象は金融機関間の交換業務に限られますので、お客さまは従来と同様に手形・小切手を発行することができ、現物のまま取立を依頼することができます。

また、お客さまが現在お持ちの手形・小切手用紙も引き続きご利用いただくことができます。

[なお、詳細については『「電子交換所」設立のご案内\(リンク先\)』にお進みください。](#)

お客さまにご留意いただきたい事項

手形・小切手のご記入方法等

電子交換所では、手形・小切手の券面をスキャナ等で読み取り、イメージデータ化したうえで電子交換所との送受信を行います。

手形・小切手の券面に記載された金額等の各種情報を正確に読み取る必要がありますので、お客さまにおかれましては以下の事項に十分なご配慮をお願いします。

金額等の必要事項の読み取りができない場合、決済をせずにそのまま取立依頼人にご返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

1. 各項目のご記入方法

金額	<p>◇金額の偽造や改ざん、誤記等の防止のため、金額の手書きは避け、チェックライターや手形発行機等をご使用ください。</p> <p>◇所定欄からはみ出さないようにご記入ください。</p> <p>【アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 手書きはせず、チェックライター等をご使用ください。✓ 金額の頭部に「¥」を、その終わりには「※」「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。✓ チェックライターのインクが十分でない場合、イメージデータの金額の読み取りができない場合がございますので、インクの濃さの確認をお願いいたします。また、チェックライターの経年劣化等により印字が不鮮明な場合は、更新をご検討ください。 <p>【漢数字でご記入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 文字間をつめてご記入いただき、下表の漢数字のみご利用ください。✓ 崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。✓ 金額の頭部に「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
----	---

●電子交換所で読み取ることのできる漢数字																									
	1			2			3			4			5		6		7								
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質						
	8			9			10			100			1,000		10,000										
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬											
<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億 ●崩し字の例 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>○</td><td>×</td></tr> <tr> <td>伍</td><td>伍</td></tr> <tr> <td>楷書</td><td>崩し字</td></tr> </table>																				○	×	伍	伍	楷書	崩し字
○	×																								
伍	伍																								
楷書	崩し字																								
振出日	◇和暦にて日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。 ◇日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印をなつ印のう え、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。																								
記名印	◇届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。 ◇記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。 ◇インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に印字してくだ さい。 ◇記名印が経年劣化等で、磨滅や破損により鮮明に印字できない場合は、記名印を作り直すなど して記名印変更の届出を提出してください。																								
届出印	◇届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないようになつ印してください。 ◇印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的に汚れを取り除いて使用してください。 ◇印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明にな つ印するようにしてください。 ◇不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。																								

2. 訂正方法

【金額を誤記された場合】

- ✓ 訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

【金額以外の記入事項を訂正される場合】

- ✓ 訂正箇所にお届印をなつ印してください。
- ✓ 訂正の記入やなつ印を、金額欄や銀行名等に重ねないでください。

3. 禁止事項

- ✓ 券面余白へのメモ書きは行わないでください。
- ✓ 文字による複記、補記は行わないでください。

例えば、漢数字で記載された金額欄にアラビア数字で金額を手書きする、手形・小切手券面の余白に販売した商品名や顧客コードなどの付加情報を記載する、などといった行為はお避けください。

電子交換所移行に伴う資金化時限について

1. 支払場所が遠隔地の手形・小切手

- ✓ 手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は手形・小切手現物の搬送が必要なため、資金化までに日数を要する場合があります。
- ✓ 電子交換所による手形・小切手の交換開始後は、支払場所が遠隔地の手形・小切手の場合でもイメージデータの送受信により決済が完結するため、支払呈示（交換呈示）が早まることに伴って資金化できる時限も早まる場合があります。
- ✓ 一方で、お客さまが手形・小切手を振り出した場合においては、決済時限が従来よりも早まる場合がありますので、決済資金は従来どおり支払期日までにご入金願います。
- ✓ なお、当金庫に対して取立依頼があった手形・小切手の取立代わり金を資金化できる期限は、手形については交換所における交換呈示日（支払期日）の翌営業日の13時以降、原則として手形期日に資金を引き出すことはできません。小切手については、当金庫振出しの小切手は、口座の入金日から2営業日後に、他行振出しの小切手については、口座の入金日から3営業日後となりますので、ご注意願います。

2. 電子交換所を経由しない取立

- ✓ 電子交換所による手形・小切手の交換開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることとなります。
- ✓ しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので、個別に取立を承ります。詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。
 - 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類（預金通帳など）の取立を行う場合
 - 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合（ただし、電子交換所不参加の金融機関は、きわめて少数になると見込まれます。）
 - その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

その他お知らせ

1. 当座勘定規定の改正について

電子交換所決済開始日である令和4年11月4日（金）より、当座勘定規定を改正いたします。なお、改正後の規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

当座勘定規定とともに、「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」についても改正いたします。各種用法の改正日も令和4年11月4日（金）といたしますが、本ご案内以降は、可能な限り速やかに各用法に即した記載をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

詳しくは、別紙「当座勘定規定の改正箇所」をご覧ください。

2. 代金取立手数料の改正について

電子交換所での決済開始に伴い、代金取立手数料の改正をいたします。詳細につきましては、当金庫ホームページ等でお知らせいたします。

3. 紙の手形・小切手の保管について

手形・小切手の現物については、お支払い後、取立依頼人のお取引銀行において3か月間保管されます。偽造・変造が疑われるなど現物の確認が必要となる場合には、速やかにお取引店にお申し出ください。

4. 電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府において閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向け、政府や産業界と連携を図りながら、令和8年度末（2026年度末）までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や各種管理コストの削減等、発行側・受取側の双方にあります。

お客さまにおかれましても、「でんさいサービス」のご利用や「法人・個人事業者向けインターネットバンキング」を利用した振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後、「電子交換所」設立に伴う新様式の手形・小切手用紙への変更等をお知らせする予定です。

本件に関するお問い合わせは、当金庫各店窓口または、下記までお願いします。

担当部署： 事務部 事務集中課 電話 0248-75-3174
FAX 0248-72-5333